

令和8年度 幸田町新エネルギーシステム 設置費補助金申請の募集

【補助金の種類と金額】

補助金の種類		補助金の金額
【一体的導入】 ・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS） ・定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）		定額 212,800 円
【一体的導入】（ネット・ゼロ・エネルギーハウス【ZEH】） ・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS） ・高性能外皮等		定額 162,800 円
【一体的導入】 ・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS） ・電気自動車等充給電設備（V2H）		定額 112,800 円
【一体的導入】 ・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS） ・断熱窓改修工事（断熱窓への改修工事に限ります）		定額 122,800 円
【一体的導入】 ・住宅用太陽光発電施設 ・太陽光発電連動機能付きヒートポンプ給湯機 （総称：おひさまエコキュート）		定額 62,800 円
【単独設置】 ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS）		定額 10,000 円
【単独設置】 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）		定額 100,000 円
【単独設置】 ・定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）		定額 150,000 円
【単独設置】 ・電気自動車充給電システム（V2H）		定額 50,000 円
【単独設置】 ・太陽熱利用システム	自然循環型	定額 15,000 円
	強制循環型	定額 30,000 円

【受付開始日】 令和8年4月1日（水）午前8時30分から受付開始（先着順）

【申請方法】 補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付の上、環境課（役場庁舎2階）に提出してください。（郵送での受付は行っていません。）

申請受理は、予算の範囲内で先着順です。

※ 交付決定前の工事の事前着手は認められません。

※ 同一種類の補助金の申請は、同一年度内において1世帯につき1回限りです。

1. 申請の条件

- ・自ら居住し、かつ、町内に所有する戸建住宅に対象システムを設置する人
- ・税を滞納していないこと

2. 補助金の予算

総額 10,371,000 円（補助金は予算内において先着順です。）

3. 対象システム

（１）住宅用太陽光発電システム（単独設置は補助対象外。一体的導入のみ。）

- ・太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備
- ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証又は相当の認証を受けているもの（JET の認証を受けていないものについては幸田町環境課までお問い合わせ下さい）
- ・連系された低圧配電線に余剰の電力が逆潮流されるもの
- ・太陽電池の最大出力が 10kW 未満のもの
- ・電気事業者と電力需給契約を締結すること。
- ・未使用品であり、リース品でないこと。

※「くらしカーボンニュートラルクラブ」への入会のご協力をお願いします。

（２）家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）による登録があること。（登録がない場合はご相談ください。）
- ・未使用品であり、リース品でないこと。

（３）家庭用燃料電池システム

- ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）による登録があること。
- ・未使用品であり、リース品でないこと。

※「くらしカーボンニュートラルクラブ」への入会のご協力をお願いします。

（４）定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）による登録があること。
- ・未使用品であり、リース品でないこと。

（５）電気自動車等充給電設備（V2H）

- ・一般社団法人次世代自動車振興センターによる登録があること。
- ・未使用品であり、リース品でないこと。

（６）高性能外皮等（一体的導入【ZEH】）

- ・国の補助事業における補助対象となる住宅として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会（KKJ）により補助を受けた住宅であること。
- ・未使用品であり、リース品でないこと。

（７）断熱窓改修工事（対象は既存住宅のみ）

- ・１つ以上の居間又は主たる居室（日常生活において、就寝時を除く在室時間が長い部屋）を中心に改修すること。
- ・改修する部屋の外皮部分（戸外の空気に接する部分）の全てに設置、施工すること。
- ・熱貫流率が 4.65W/m²・K 以下になること。

（８）太陽光発電連動機能付きヒートポンプ給湯機（総称：おひさまエコキュート）

- ・太陽光発電と連動し、おもに昼間の太陽光発電の電力を利用し、おもに昼間時間帯に沸き上げ運転を行うもの（通常のエコキュートとは異なります）

（９）太陽熱利用システム

- ・未使用品であり、リース品でないこと。

4. 手続きの方法

(1) 交付申請書（様式第 1 号）

- ・システムに係る設置工事に着手する 14 日前までに、補助金交付申請書（様式第 1 号）に以下の書類を添えて町に提出してください。

添 付 書 類	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・蓄電池	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・高性能 外皮等	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・V2H	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・断熱窓 改修	【一体的】 ・太陽光 ・太陽光連 動機能付き ヒートポン プ給湯機	HEMS	エネファ ーム	蓄電池	V2H	太陽熱 利用 システム
対象システムの設置に係る工事請負契約書及び内訳書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注文書でも可)
住宅の所在地を示した地図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事着手前のカラー写真（住宅の全景写真を含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
対象システムの型番等が確認できるパンフレット等の写し	○		○	○	○	○	○	○	○	○
断熱窓に係る改修工事の施工箇所を記載した間取りが分かる平面図				○						
（注 1）ZEH 支援事業の交付申請書の写し		○								
（注 1）ZEH 支援事業の事業概要書の写し		○								
（注 1）ZEH 支援事業の交付決定通知書の写し		○								
債権者登録兼口座振替申請書	○									
振込先の通帳の写し	○									
（注 2）誓約書兼同意書	○									
（注 3）税の滞納がないことの証明書（納税証明書）（3 ヶ月以内に交付を受けたもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くらしカーボンニュートラル入会申込書							○			
チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注 1）ZEH 以上の性能であることが分かる BELS 評価書の写しなど第三者機関の発行する証明書を代わりに提出いただくこともできます。

（注 2）補助金の申請、交付に係る誓約書兼同意書です。申請者が自署してください。

（注 3）誓約書兼同意書の提出がある場合は、納税証明書（税の滞納がないことの証明書）の添付は不要です。 ※ただし、以下の①、②に該当する方は、ご自身で申請時に納税証明書（税の滞納がないことの証明書）の用意をしてください。

① 令和 8 年 1 月 1 日現在で幸田町に住民票のない方は、前住所の市町村から取り寄せてください。

② 新築して幸田町に転入される予定の方は、現住所の市町村で交付を受けてください。

- ・申請日から 14 日以内に補助金交付決定通知書が届く予定です。
補助金交付決定通知書がお手元に届きましたら、工事着手が可能です。
- ・交付決定通知書は、実績報告の際に必要なですので、無くさないよう大切に保管してください。

(2) 計画変更承認申請書（様式第3号）

- ・対象システムの変更、又は申請の取り下げを行う場合は、速やかに計画変更承認申請書を提出してください。
- ・申請者、設置場所が変更になる場合は、変更前の申請を取り下げて、再度交付申請書を提出する必要があります。

(3) 実績報告書（様式第5号）

- ・システムの設置を完了したときは、完了日^{※1}から起算して60日又は令和9年3月18日(木)のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）と設置対象システム概要書（様式第6号）に以下の書類を添えて町に提出してください。

添付書類	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・蓄電池	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・高性能外皮等	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・V2H	【一体的】 ・太陽光 ・HEMS ・断熱窓改修	【一体的】 ・太陽光 ・太陽光連動機能付きヒートポンプ給湯機	HEMS	エネファーム	蓄電池	V2H	太陽熱利用システム
対象システムの設置に要した費用の領収書及びその明細書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
対象システムの設置の状態が確認できるカラー写真（住宅の全景写真を含む）	○	○（注2）	○	○	○	○	○	○	○	○
（注3）住民票（交付申請日以後に交付を受けたもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電気事業者との太陽光契約に関する通知の写し	○		○	○	○					
断熱窓に関する製造事業者等が発行する施行部分の熱貫流率を記載した出荷証明書の写し又はこれに準ずるもの				○						
（注4）補助対象システムの保証書の写し（保証開始日が記載されていること）	○		○	○	○	○	○	○	○	○
（注5）ZEH支援事業の補助金額確定通知書		○								
住宅の引渡証明書（引渡し日が確認できる書類）		○								
債権者登録兼口座振替依頼書	次のいずれかに該当する場合、再度の提出が必要です。 (1)住所の変更がある場合（町外から町内への転入も含む） (2)補助金の振込先の変更を希望する場合									
くらしカーボンニュートラル入会申込書	○	○	○	○	○		○	○		
（注6）補助金交付請求書（様式第8号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
交付決定通知書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注1）完了日の考え方は補助金の種類によって異なります。補助金の種類ごとのチェックリストで確認してください。

（注2）一体的【ZEH】（太陽光・HEMS・高性能外皮等）については、住宅の全景写真と国のZEH支援事業完了実績報告時のカラー写真を添付してください。

（注3）申請時に誓約書兼同意書の提出がある場合は、住民票の添付は不要です。

（注4）補助対象システムの保証書を添付してください。

（注5）交付申請書（様式第1号）提出時に、ZEH以上の性能であることが分かるBELS評価書の写しなど第三者機関の発行する証明書を提出いただいている場合は、不要です。

（注6）請求書は押印し、右上の日付は記入せずに提出してください。

※誓約書兼同意書について

補助金の申請、交付に係る誓約書兼同意書です。申請者が自署してください。
申請時に「誓約書兼同意書」の提出のある方は、申請時の「納税証明書」（税の滞納がないことの証明書）及び、実績報告時の「住民票」の添付は不要です。

※ただし、以下の①、②に該当する方は、ご自身で申請時に納税証明書（税の滞納がないことの証明書）の用意をしてください。

①令和8年1月1日現在で幸田町に住民票のない方は、前住所の市町村から納税証明書を
取り寄せてください。

②新築して幸田町に転入される予定の方は、現住所の市町村で納税証明書の交付を受け
てください。

（問合せ先）

〒444-0192 幸田町大字菱池字元林1番地1

幸田町役場 環境課環境保全グループ（役場庁舎2階）

電話（0564）-62-1111 （内線271、272）

